

渡良瀬遊水地の湿地保全・再生とその利用

Wetland conservation, restoration and utilization of Watarase Flood Control Basin

生態系グループ 研究員 平 和樹
 生態系グループ 技術参与 前村 良雄
 河川・海岸グループ 研究員 和泉谷 直毅

1. はじめに

国内最大級の遊水池である渡良瀬遊水地では、かつて大小の池沼が点在し、水生植物や湿生植物などの群落が多く見られる豊かな生物多様性が育まれていた。しかし現在、遊水地内の乾燥化が進みセイタカアワダチソウをはじめとする外来植物の繁茂が目立っており、かつての特徴的な生物が数多く生息・生育する環境が失われつつある。これを受け、国土交通省は渡良瀬遊水地第2調節池において掘削による湿地環境の保全・再生を進めている。また平成24年7月には、国際的に重要な湿地に関する条約である「ラムサール条約」に渡良瀬遊水地が登録されるなど、近年、遊水地内の自然環境保全に係る大きな動きがあり、地元各種主体による環境保護活動等の機運が高まっているところである。

このような背景を受け、第2調節池内に行政区域を持つ小山市においても、地元主体による環境学習等の活動が活発になっており、そのような利用に即した湿地環境の保全・再生を進める要請が高まっている。本報告では、地元主体による渡良瀬遊水地を利用した各種環境学習・地域連携のための場について、国土交通省の湿地保全・再生のための掘削計画との整合を取りながら検討した結果について報告するものである。

2. 小山市による渡良瀬遊水地における活動

2-1 ラムサール条約登録

小山市では、渡良瀬遊水地のラムサール条約登録に向けて関係省庁、周辺自治体等と協働して取り組みを行ってきた。平成21年度から平成22年度にかけては、ラムサール条約登録に向けた勉強会を開催して各種の課題や問題点について検討し、また、周辺自治体や国交省、環境省へ働きかけを行うなど、登録に向けて先導的な役割を果たしてきた経緯がある。

2-2 渡良瀬遊水地における環境活動

小山市における様々な主体により、渡良瀬遊水地を利用した環境学習、環境保全活動等が積極的に行われている。特にラムサール条約登録後は、“賢明な利用”

の考え方にに基づき、遊水地のヨシを利用した伝統的なヨシズ作りの継承や、ヨシの堆肥化などの新たな試み等を積極的に行なっている。

表-1 小山市における環境活動例

- ・渡良瀬遊水地クリーンウォーク
- ・子ども対象の公民館講座「ラムサールジュニア」
- ・ボランティアガイド養成講座「ラムサールサポーター」
- ・渡良瀬遊水地ヨシ活用プロジェクト
- ・コウノトリ・トキの舞うふるさとおやまをめざす会設立
- ・ふゆみずたんぼ
- ・新たな小山ブランド「ラムサールふゆみずたんぼ米」等

3. 環境学習・地域連携の場の必要性

3-1 小山市による利用の視点からみた第2調節池の現状

第2調節池北側の小山市行政区域内には、旧思川水辺公園や生井桜つつみの駐車場・トイレ、生井公民館、下生井小学校といった各種拠点が存在する。第2調節池にて先行して掘削が行われた試験施工エリアでは、小山市も含めた周辺自治体等の各種主体により環境学習等の活動が行われているが、試験施工エリアは第2調節池南側に位置し、小山市の各種拠点から利用する場合は、掘削のための工事用車両の行き交う中を長距離にわたって通ることとなり、徒歩による利用は困難となっている。

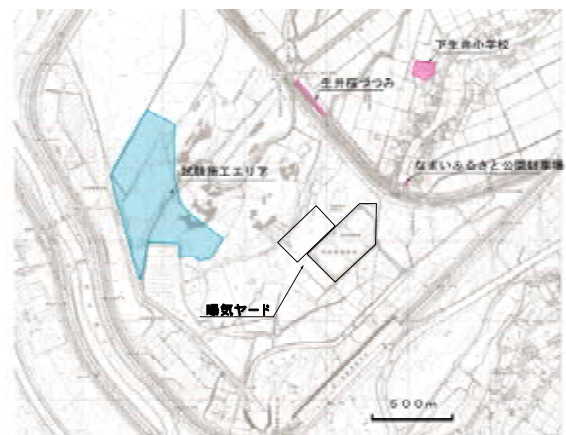


図-1 試験施工エリア(青)と小山市の各種拠点(赤)

3 - 2 環境学習・地域連携の場の必要性

前述のような小山市における渡良瀬遊水地の環境保全・再生への機運の高まりや、小山市における試験施工エリアの利用のしにくさを受け、第2調節池近辺の各種拠点を中心とした環境学習や各種地域連携の場として利用しやすい湿地の創出は、地域住民における渡良瀬遊水地の環境保全・再生に係る活動のさらなる発展・継続に強く寄与するものと考えられた。

4 . 環境学習・地域連携の場の検討

4 - 1 基本計画

第2調節池における湿地保全・再生のための掘削に関し、国土交通省により「渡良瀬遊水地湿地保全・再生基本計画」(以下、基本計画)が策定されている。この中では、第2調節池の掘削方針について以下のように記されている。

表 - 2 基本計画における掘削の考え方

渡良瀬遊水地湿地保全・再生基本計画における掘削方針
 現況を保全する地区への影響を考慮して水路に近い地下水水深の深いところから施工する
 セイタカアワダチソウ等が多く生育している場所を優先して施工する
 環境の急激な変化やモニタリング時の影響、順応的管理のための時間を考慮し、連続した近接施工を避ける
 現況を保全する地区においても、セイタカアワダチソウ等が多く生育している場所があるため、段階的な施工に影響を及ぼす場合は、必要に応じて順応的に計画を見直す。

これらの掘削方針に基づき、第2調節池をエリア分けし、段階的に掘削が行われている。

4 - 2 環境学習・地域連携の場の検討

前項の掘削方針を考慮するとともに、小山市における各種拠点からの利用を考慮して、環境学習・地域連携の場の検討を行った。

(1) 掘削位置の検討

小山市の各種拠点(小学校、水辺公園・桜づつみ駐車場、トイレ等)は、第2調節池の北東側に位置し、これらを拠点とした調節池の活用のためには、これらから徒歩により容易にアクセスできる位置を掘削することが望ましい。現在の第2調節池では、掘削直後の掘削土は、曝気ヤードにて乾燥化等の処理を行っており、各拠点近くにはこの曝気ヤードが存在する。またその近傍には、過去に湿地再生のために試験掘削された開放水面が存在する。これらを考慮し、曝気ヤード(図 - 1)を避け、既存の開放水面を含んだ掘削位置を提案した。

(2) 掘削形状の検討

基本計画では、掘削後の第2調節池内における開放水面等のレイアウトが大まかに設定されている。また、

年間の掘削土量は、曝気ヤードにおける処理可能量等にある程度規定されており、これらを考慮し、基本計画のレイアウトを基本として掘削計画に即した掘削土量となる形状を検討した。

(3) 渡良瀬遊水地湿地保全・再生モニタリング委員会における報告

渡良瀬遊水地第2調節池における湿地保全・再生のための掘削及び各種モニタリングについて、国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所が開催する「渡良瀬遊水地湿地保全・再生モニタリング委員会」(以下、モニタリング委員会)が開かれている。前述の検討について利根川上流河川事務所との協議を重ねた結果、平成25年3月21日に開催されたモニタリング委員会において、「H25 掘削予定箇所」に続き、「次期検討箇所」として、早期に掘削の検討を行う旨の報告がなされた(図 - 2)。



図 - 2 掘削予定箇所

(第6回 渡良瀬遊水地湿地保全・再生モニタリング委員会資料 利根川上流河川事務所 HP より)

4 . おわりに

今回検討を行った箇所の掘削については、今後利根川上流河川事務所により各種調査・掘削の検討が行われ、早期に湿地再生の掘削が実施されるものと考えられる。渡良瀬遊水地がラムサール条約に登録されたことにより、これまで日本有数の湿地として保全・活用されてきた本遊水地における環境活動がさらに活発になると考えられ、これらと合わせて、地元住民等の環境意識の醸成、地域振興等へのさらなる寄与が期待される。

<参考文献>

- 1) 国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所: 渡良瀬遊水地湿地保全・再生基本計画,(2010)